

小規模多機能型居宅介護
(介護予防)
利用契約書
重要事項説明書
個人情報利用同意書

小規模多機能ホームもみじの家

社会福祉法人 東備福社会

岡山県備前市吉永町神根本 6 1 - 6

TEL 0 8 6 9 - 8 4 - 9 5 1 2

FAX 0 8 6 9 - 8 4 - 4 1 1 4

小規模多機能ホームもみじの家利用契約書

____様（以下「契約者」という）と社会福祉法人 東備福社会（以下「事業者」という）は、契約者が事業者から提供される（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約者の目的）

1. 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、第4条に定める（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
2. 事業者が契約者に対して実施するサービス内容、事業所の概要、利用料金などの重要事項は、別紙「重要事項説明書」及び「サービス利用書」に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約の有効期限は契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約満了の7日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の決定・変更）

1. 事業所の管理者（以下、「管理者」という）は、事業所の介護支援専門員（以下、「介護支援専門員」という）に契約者の居宅サービス計画及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させることとします。
2. 介護支援専門員は、契約者の心身の状況、希望及びそれに置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を作成します。
3. 事業者は、居宅サービス計画及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
4. 事業者は、契約者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、または契約者もしくはその家族等の要望に応じて、居宅サービス計画及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して居宅サービス計画及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を変更するものとします。
5. 前項の変更に関して、医療系サービスなど居宅サービス計画の変更が必要となる場合は速やかに関係事業者に連絡するなど必要な援助を行います。
6. 事業者は、居宅サービス計画及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、同意を得た上で決定するものとします。

第4条（介護給付対象サービス）

1. 事業者は、介護保険給付サービスをして、事業者のサービス拠点において契約者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービス（以下、「通いサービス」という）、契約者の居宅に訪問して介護等を行うサービス（以下、「訪問サービス」という）及び事業者のサービス拠点に宿泊するサービス（以下「宿泊サービス」という）を柔軟に組み合わせ、（介護予防）小規模多

機能型居宅介護計画に沿って提供します。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第5条（サービス利用料金の支払い）

1. 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受けた額（以下、「介護保険給付費額」という）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
2. 契約者は、第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付費額を差し引いた差額分（自己負担分：介護保険負担割合証による）を事業者を支払うものとします。
3. 契約者は、介護保険の給付対象とならないサービスについて、重要事項説明書に定める利用料金を事業者を支払うものとします。

第6条（利用の中止、変更、追加）

1. 契約者は、利用期日前においてサービスの利用を中止、変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に出るものとします。
2. 事業者は、前項に基づく契約者からのサービス利用の変更の申し出に対して、従業者の稼働状況により、契約者の希望する日時にサービス提供が出来ない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

第7条（利用料金の変更）

1. 第5条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更できるものとします。
2. 第5条第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して変更を行う1ヶ月前までに説明した上で、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
3. 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第8条（事業者及びサービス従業者の義務）

1. 事業者及び従業者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
2. 事業者は、契約者の健康管理を適切に行うため、主治医と密接な連携に努めるものとします。
3. 事業者は、現に（介護予防）小規模多機能居宅介護サービスの提供を行っているとき、利用者に、容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに契約者の主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。
4. 事業者は、自ら提供する（介護予防）小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を備前市に公表し、常に改善を図るものとします。
5. 事業者は、事業の運営にあたって、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行なう等の地域との交流を図るものとします。

6. 事業者は、契約者に対する（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録を作成し、それを五年間保管し、契約者または代理人の請求に基づいてこれを閲覧させ、またはその複写物を交付するものとします。

第9条（守秘義務等）

1. 事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
2. 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要がある場合には医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供するものとします。
4. 前2項に関わらず、契約者に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者またはその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 損害賠償（事業者の義務違反）

第10条（損害賠償責任）

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第11条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責任に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は賠償責任を免れます。

- 一. 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二. 契約者が、サービスの実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三. 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四. 契約者が、事業者及び従業者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第12条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は本契約の有効期間中、地震・噴火などの天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス料金の支払いを請求することはできないものとします。

第五章 契約の終了

第13条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

1. 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一. 契約者が死亡した場合
 - 二. 要介護認定により契約者の心身の状況が要支援または自立を判定された場合
 - 三. 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四. 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
 - 五. 第 14 条から第 16 条に基づき本契約が解約または解除された場合
2. 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 14 条 (契約者からの中途解約)

1. 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する 7 日前に事業者へ通知するものとします。
2. 契約者は以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一. 第 7 条第 3 項により本契約を解約する場合
 - 二. 契約者が入院した場合

第 15 条 (契約者からの契約解除)

契約者は、事業者または従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解約することができます。

- 一. 事業者もしくは従業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- 二. 事業者もしくは従業者が、第 9 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三. 事業者もしくは従業者が、故意または過失により契約者またはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第 16 条 (事業者からの契約解除)

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 一. 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二. 契約者による第 5 条第 1 項から第 5 項に定めるサービス利用料金の支払いが 6 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三. 契約者が、故意または重大な過失により事業者または従業者の生命・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第 17 条 (清算)

第 13 条第 1 項第 2 号から第 5 号により本契約が終了した場合において、契約者が、既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担している場合は、契約終了日の翌月 10 日までに清算するものとします。

第六章 その他

第 18 条 (苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する契約者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設

置して適正に対応するものとします。

第 19 条 (協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者が介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印の上、各 1 通保有するものとします。

令和 年 月 日

契約者 住所 _____

氏名 _____ 印

署名代行者 住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____

事業者 所在地 備前市吉永町神根本 6 1 - 6
法人名 社会福祉法人 東備福社会
代表者名 橋 正 勝 印

事業所 所在地 備前市吉永町神根本 6 1 - 6
事業所名 小規模多機能ホームもみじの家
管理者名 濱 崎 和 江 印

小規模多機能ホームもみじの家重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
(備前市指定 第3391100058号)

当事業所はご契約者に対して指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※ 当サービスの利用は原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けてない方でもサービスの利用が可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者
2. 事業者の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 苦情の受付について (契約書第18条参照)
7. 運営推進会議の設置
8. 協力医療機関、バックアップ施設
9. 非常災害時の対応
10. サービス利用にあたっての留意事項
11. 第三者による評価の実施状況

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 東備福社会
- (2) 法人所在地 備前市吉永町神根本6-1-6
- (3) 電話番号 0869-84-9512
- (4) 代表者氏名 理事長 橘 正 勝
- (5) 設立年月日 平成21年 9月 7日

2. 事業者の概要

- (1) 事業所の種類 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所
平成22年9月1日指定 備前市 第3391100058号

- (2) **事業所の目的** 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせしてサービスを提供します。
- (3) **事業所の名称** 小規模多機能ホームもみじの家
- (4) **事業所の所在地** 備前市吉永町神根本6-1-6
- (5) **電話番号** 0869-84-9512 (緊急時も含む)
- (6) **管理者氏名** 濱崎 和江
- (7) **当事業所の運営方針** 利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
- (8) **開設年月日** 平成22年 9月 1日
- (9) **登録定員** 29名
(通いサービス定員15名、宿泊サービス定員9名)
- (10) **居室等の概要** 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。宿泊サービスの際にご利用をご希望される場合は、その旨お申し出ください(ただし、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります)。

居室・設備の種類		室数	備考
宿 泊 室	洋室	6部屋	
	和室	3部屋	
	合計	9部屋	
居間		1部屋	
食堂		1部屋	居間と兼用
台所		1部屋	
浴室		2部屋	
消防設備			消火器2個 スプリンクラー各所
その他			洗面所2箇所、トイレ2箇所

※上記は厚生労働省が定める基準により、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所に必要が義務付けられている施設・設備です。

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) **通常の事業の実施地域** 備前市吉永町 (生活圏域)

※上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。

- (2) **営業日及び営業時間**

営業日	年中無休
通いサービス	月～日 9時30分～16時30分
訪問サービス	随時

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業員の職種	配置人数	指定基準	職務の内容
1. 管理者	1人	1人	事業内容調整
2. 介護支援専門員	1人	1人	サービスの調整・相談業務
3. 介護職員	6人	6人	日常生活の介護
4. 看護職員	1人	1人	健康チェック等の医療業務

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(介護保険の給付の対象となるサービス)

(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合
(介護保険の給付対象とならないサービス)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第4条参照) *

以下のサービスについては、介護保険から給付され、利用者の自己負担は介護保険負担割合証(1割または2割)による金額となります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者の協議の上、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画に定めます((5)参照)

<サービスの概要>

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

① 食事

- ・ 食事の提供及び食事の介助をします。
- ・ 食事サービスの利用は任意です。

② 入浴

- ・ 入浴または清拭を行います。
- ・ 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・ 入浴サービスの利用は任意です。

③ 排泄

- ・ 利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ 利用者の状況に応じて適切な生活リハビリを行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤ 健康チェック

- ・ 血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス

- ・ ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・ 利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や生活リハビリを提供します。
- ・ 訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。
- ・ 訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
 - 一. ご契約者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
 - 二. 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
 - 三. ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - 四. その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

- ・ 事業者に宿泊していただき、日常生活上の世話や生活リハビリを提供します。

<サービス利用料金> (契約書第5条参照)

ア 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度、介護保険負担割合に応じて異なります）。

※1 割負担の料金

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援1 34,500円	要支援2 69,720円	要介護1 104,580円	要介護2 153,700円	要介護3 223,590円	要介護4 246,770円	要介護5 272,090円
2. うち、介護保険から給付される額	31,050円	62,748円	94,122円	138,330円	201,231円	222,093円	244,881円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	3,450円	6,972円	10,458円	15,370円	22,359円	24,677円	27,209円

※2 割負担の料金

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援 1 34,500 円	要支援 2 69,720 円	要介護 1 104,580 円	要介護 2 153,700 円	要介護 3 223,590 円	要介護 4 246,770 円	要介護 5 272,090 円
2. うち、介護保険から給付される額	27,600 円	55,776 円	83,664 円	122,960 円	178,872 円	197,416 円	217,672 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	6,900 円	13,944 円	20,916 円	30,740 円	44,718 円	49,354 円	54,418 円

※3 割負担の料金

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援 1 34,500 円	要支援 2 69,720 円	要介護 1 104,580 円	要介護 2 153,700 円	要介護 3 223,590 円	要介護 4 246,770 円	要介護 5 272,090 円
2. うち、介護保険から給付される額	24,150 円	48,804 円	73,206 円	107,590 円	156,513 円	172,739 円	190,463 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	10,350 円	20,916 円	31,374 円	46,110 円	67,077 円	74,031 円	81,627 円

- ☆ 月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引、または増額はいたしません。
- ☆ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは以下の日を指します。
登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日
- ☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、要介護認定を受けた後に利用料金をお支払いいただきます。
- ☆ ご契約者に提供する食事及び宿泊にかかる費用は別途いただきます(下記(2)ア及びイ参照)
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

イ 加算(1日につき)

小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算として下記のとおり加算分の自己負担額(介護保険負担割合証による)が必要となります。30 日を越える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

1. 加算対象サービスとサービス料金	初期加算 (30日まで) 300円 (1日あたり)
2. うち、介護保険から給付される金額	270円 (1日あたり)
3. サービス利用料金に係る自己負担額 (1-2)	30円 (1日あたり) ※2割負担の方は60円 (1日あたり) ※3割負担の方は90円 (1日あたり)

その他加算 (1ヶ月につき) 自己負担額に加算されます。

1. サービス提供体制強化加算(I)イ 640円/月 (2割負担: 1,280円/月)
介護福祉士 50%以上 (3割負担: 1,920円/月)

サービス提供体制強化加算(I)ロ 500円/月 (2割負担: 1,000円/月)
介護福祉士 40%以上 (3割負担: 1,500円/月)

サービス提供体制強化加算(II) 350円/月 (2割負担: 700円/月)
(3割負担: 1,050円/月)
職員総数の内、常勤の者の占める割合が 60%以上である場合に算定

サービス提供体制強化加算(III) 350円/月 (2割負担: 700円/月)
(3割負担: 1,050円/月)
職員総数の内、勤続年数 3年以上の者の占める割合が 30%以上である場合に算定

2. 看護職員配置加算(I) 900円/月 (2割負担: 1,800円/月)
(3割負担: 2,700円/月)
常勤の看護師を 1名以上配置している場合に算定

看護職員配置加算(II) 700円/月 (2割負担: 1,400円/月)
(3割負担: 2,100円/月)
常勤の准看護師を 1名以上配置している場合に算定

看護職員配置加算(III) 480円/月 (2割負担: 960円/月)
(3割負担: 1,440円/月)
常勤換算方法で 1名以上配置している場合に算定

3. 認知症加算(III) 760円/月 (2割負担: 1,520円/月)
(3割負担: 2,280円/月)
日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、Mの該当者に算定

認知症加算(IV) 460円/月 (2割負担: 920円/月)
(3割負担: 1,380円/月)
要介護 2 で日常生活自立度Ⅱの該当者に算定

4. 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)所定単位数(介護費用+加算)に 14.6%を乗じた単位数を算定 (2割負担：29.2%を乗じた単位数を算定)
(3割負担：43.8%を乗じた単位数を算定)

5. 総合マネジメント体制強化加算 (Ⅰ) 1,200円/月 (2割負担：2,400円/月)
(3割負担：3,600円/月)

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第5条参照) *

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

ア 食事の提供 (食事代)

ご契約者に提供する食事に要する費用です。

料金：朝食：450円 昼食：600円 夕食：600円 おやつ：100円

イ 宿泊に要する費用

ご契約者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

料金：1泊：2,700円 (通い予定で18時30分を過ぎた場合も宿泊とさせていただきます)

ウ おむつ代

原則として、おむつ・尿とりパッド等は自費購入のストックとする。

エ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

オ 複写物の交付

ご契約者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

- ☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第5条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算します。請求書を送付しますのでそれにより次のいずれかの方法により翌月20日までにお支払いください。

- ① 事業所での現金支払
- ② 銀行振込み

【銀行振込の場合】

備前日生信用金庫 吉永支店

普通預金 No.310153 (名義) 社会福祉法人 東備福祉会 (フク) トウビフクシカイ

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第6条参照)

- ☆ (介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスは、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- ☆ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。
この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- ☆ 5.(1)の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額)のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、5.(2)の介護保険の対象外サービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日に申し出がなかった場合	当日の利用料金 (自己負担相当額)の100%

- ☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画について

(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

6. 苦情の受付について (契約書第18条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者)

〔職名〕 管理者・介護支援専門員 濱崎 和江

○受付時間 随時

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

備前市・介護福祉課	所在地 備前市東片上126番地 電話番号 0869-64-1828・FAX0869-63-4206 受付時間 AM9:00～PM5:00
国民健康保険団体連合会	所在地 岡山市北区桑田町17番5号 岡山県国保会館 電話番号 086-223-8811・FAX086-223-9109 受付時間 AM8:30～PM5:00
岡山県社会福祉協議会	所在地 岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ内 電話番号 086-224-2525・FAX086-801-9190 受付時間 AM8:30～PM5:00

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

〈運営推進会議〉

構成：利用者の家族、地域住民の代表、市職員、民生委員
小規模多機能居宅介護についての知見を有する者等

開催：隔月にて開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等についての記録を作成します。

8. 協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

〈協力医療機関〉

備前市国民健康保険市立吉永病院 所在地 備前市吉永町吉永中563-4
TEL 0869-84-2120

9. 非常災害時の対応

災害非常時には、別途定める消防計画に沿って対応を行います。また非常訓練を年二回、契約者も参加しています。

備前市消防本部への届出日：平成22年 7月 5日

防災管理者：戸田 久志

(消防用設備)

- ・ 消火器 2個、
- ・ ガス漏れ探知機

(地震、大水等災害発生時の対応)

- ・ 地震や大水災害が発生した場合は速やかに介護職員と地域住民が連携を図りしかるべき安全な場所への誘導を行います。

10. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用者によって破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑なる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

11. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

小規模多機能ホームもみじの家

説明者職名 _____

氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

契約者

氏 名 _____ 印

署名代行者

氏 名 _____ 印

続 柄 _____

(介護予防)小規模多機能型居宅介護における 個人情報利用同意書

当事業所の事業者、サービス従事者は(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスを提供するうえで知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

正当な理由とは、サービス担当者会議等、他の福祉サービス事業者との処遇に関する会議や必要な情報提供等によります。

上記について説明を行いました。

令和 年 月 日

住所 備前市吉永町神根本6-1-6
法人名 社会福祉法人 東備福社会
事業所名 小規模多機能ホームもみじの家
管理者名 濱崎和江 印

説明者氏名 _____

上記について説明を受け、個人情報の利用について同意しました。

令和 年 月 日

契約者名 _____ 印

署名代行者名 _____ 印

続柄 _____

